

一般財団法人 臨床試験支援財団 CRC あり方会議の運営に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団（以下、「本財団」という）が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議（以下、「CRC あり方会議」という）」の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

(会議代表の選定)

- 第2条 CRC あり方会議の会議代表（以下、「会議代表」という）予定者の選定は、評議員会において候補者を推薦し、理事会において決定する。
2. 理事長は候補者及びその上長に本財団の意向を伝え、両者から承諾を得たうえで、会議代表を依頼する。会議代表予定者の任期は担当年度の CRC あり方会議の会計監査報告終了時までとする。
 3. 会議代表予定者の決定は、遅くとも開催 2 年前までには行う。

(CRC あり方会議 運営委員会)

- 第3条 本財団は CRC あり方会議の運営を行うために、各回に CRC あり方会議 運営委員会（以下、「運営委員会」という）を設置する。
2. 運営委員会の委員は、本財団の理事及び評議員の若干名と、理事及び評議員から推薦される若干名及び会議代表予定者が推薦する若干名で構成する。
 3. 運営委員会に関する事項は「CRC あり方会議 運営委員会規程」として別に定める。

(会議代表の役割)

- 第4条 会議代表は委嘱された後、運営委員会と協議しながら、速やかに担当年度の CRC あり方会議の日程及び会場を決定し、理事会、評議員会の開催時に報告する。
2. 会議代表は、CRC あり方会議の企画に際して、プログラム委員会を組織し、CRC あり方会議の開催に関する業務（会議プログラムの企画・立案・決定等）を遅滞なく行う。会議代表はプログラム委員会を代表とする委員長を指名し、委員長及び委員の委嘱は会議代表が行う。なお、プログラム委員会の事務はプログラム委員会事務局が担当し、本財団事務局が兼務する。
 3. 会議代表は必要に応じて優秀演題選考委員会、実行委員会等を組織することができる。委員会を設置した場合、会議代表は委員会を代表とする委員長を指名し、委員長及び委員の委嘱は会議代表が行う。
 4. 会議代表は CRC あり方会議の進捗状況、プログラム内容、経費等については運営委員長と緊密に連絡を取るとともに、理事会の開催時に報告する。

(旅費等)

第5条 CRCあり方会議の準備（事後処理を含む）・開催に要する旅費、宿泊費、謝金等に関する詳細は「CRCあり方会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程」として別に定める。

(規程の変更)

第6条 本規程の改定は、理事会が起案し、評議員会の承認を得て行うものとする。

附則 1. 本規程は2018年2月26日よりこれを施行する。但し、2018年開催の「第18回CRCあり方会議」及び2019年開催の「第19回CRCあり方会議」には適用せず、2020年開催予定の「第20回CRCあり方会議」の準備段階から適用する。

2. 本規程の適用後は、2013年1月11日施行の「CRCあり方会議の運営に関する規程」の適用を除外し、同規程は2019年開催の「第19回CRCあり方会議」の会計監査報告を以て廃止する。

3. 2016年8月1日制定の「CRCあり方会議支援委員会規程」は2019年開催の「第19回CRCあり方会議」の会計監査報告を以て廃止する。

附則 本規程は2021年8月18日よりこれを施行する。

附則 本規程は2021年12月30日よりこれを施行する。

附則 本規程は2023年10月1日よりこれを施行する。但し、2024年開催の「第24回CRCあり方会議」には適用せず、2025年開催予定の「第25回CRCあり方会議」の準備段階から適用する。

附則 本規程は2024年3月25日よりこれを施行する。

<修正履歴>

変更日	変更箇所	変更内容	変更理由	備考
2024/12/18	第6条	規程類の表現方法の標準化	業務効率化のため	